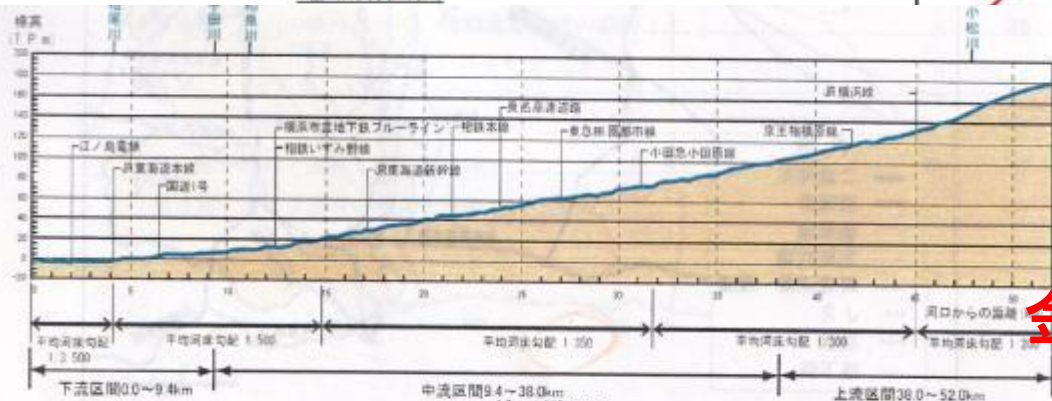


境川（東京都、神奈川県）



地形断面図



境川縦断面図

図 1-2 地形図・地形断面図・縦断面図



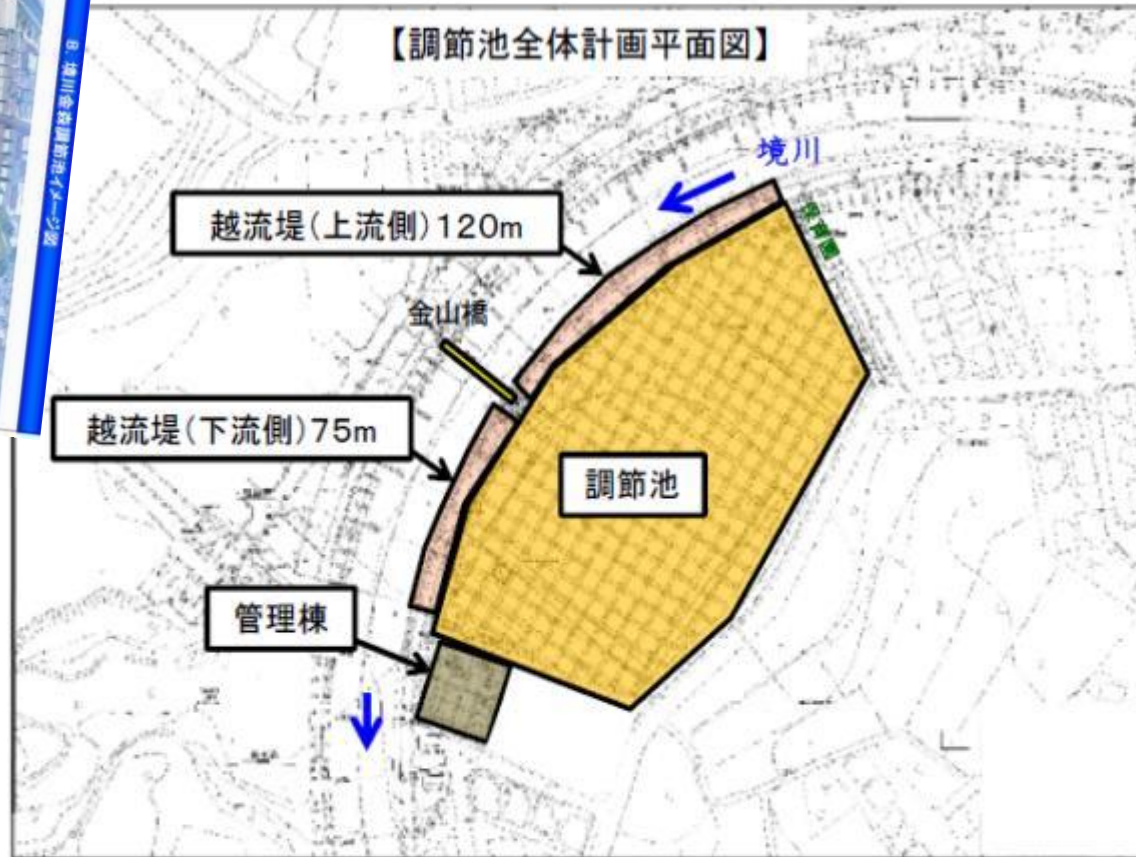
金森調節池建設地



甲1境川河川整備基本計画

7. 境川金森調節池の概要

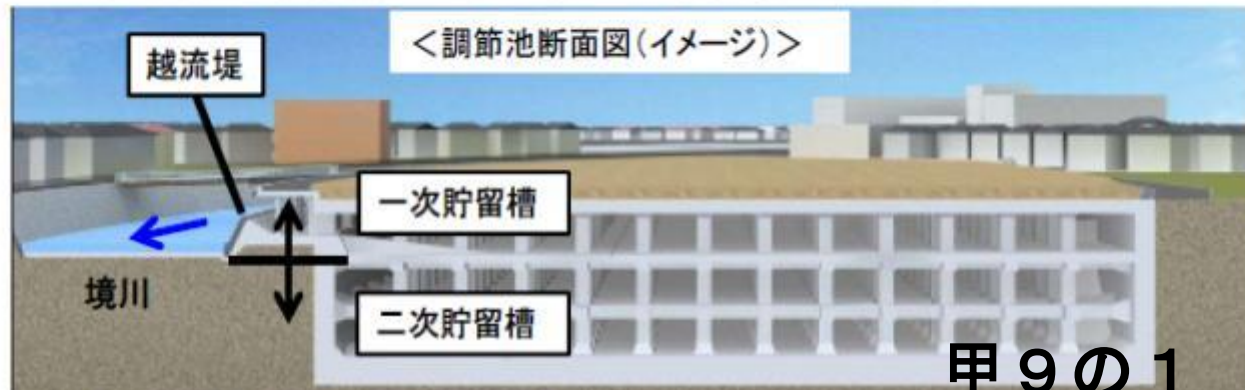
【調節池全体計画平面図】



施設概要

- ・貯留量: 約15万 m^3
(25mプールで、約500杯)
内訳 一次貯留約 3万 m^3
二次貯留約12万 m^3
- ・形式: 地下式
(鉄筋コンクリート造、
管理棟等一部は地上設置)
- ・施設規模: 長さ約190m、幅約90m
深さ約20m
- ・付属設備: 排水ポンプ、排気設備他
- ・管理棟: 地上2階(高さ=約11m)
地下1階(深さ=約7m)
建築面積600 m^2

<調節池断面図(イメージ)>





甲 8 8 の 2 1986年



甲 5 3 佐藤 少年野球



甲 8 8 の 2 2017年夏祭り



甲 3 1 塩見 遊歩道



甲 5 4 根本 少年サッカー



甲 8 8 の 2 2017年盆踊り



甲 1 7 町田市鶴間 ダンプカーひき逃げ
小学生死亡事故 2016年2月17日



甲 8 8 の 2 センターラインオーバー



甲 8 8 の 2 危険な追い越し
小学生下校時

2019年6月14日 杭打機転倒事故



甲 5 9



甲 6 0

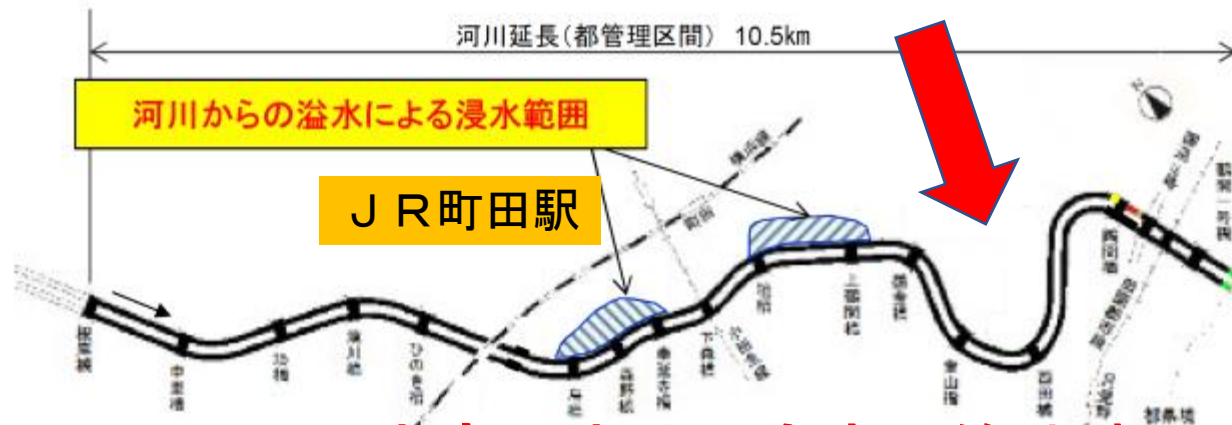


甲 5 9 5

(参考資料2) 平成20年8月末豪雨における水害状況

甲9の1

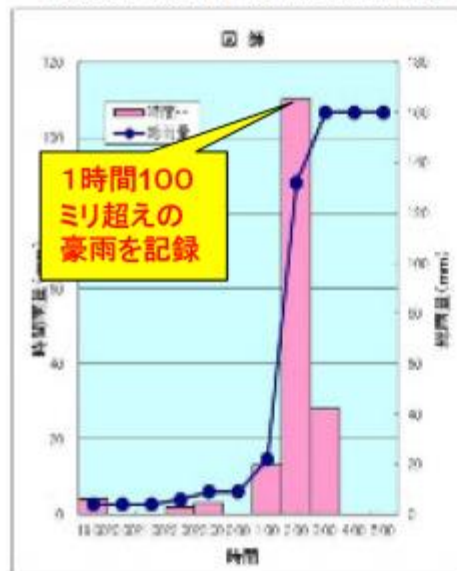
○平成20年8月末豪雨(8月28日)



<左図の主な浸水状況>
 浸水面積 4.59ha
 床下浸水 32件
 床上浸水 14件

<各市の被害総額>
 町田市 約5億2千万円
 相模原市 約1億7千万円

雨量グラフ(町田市図師 H20.8.28)

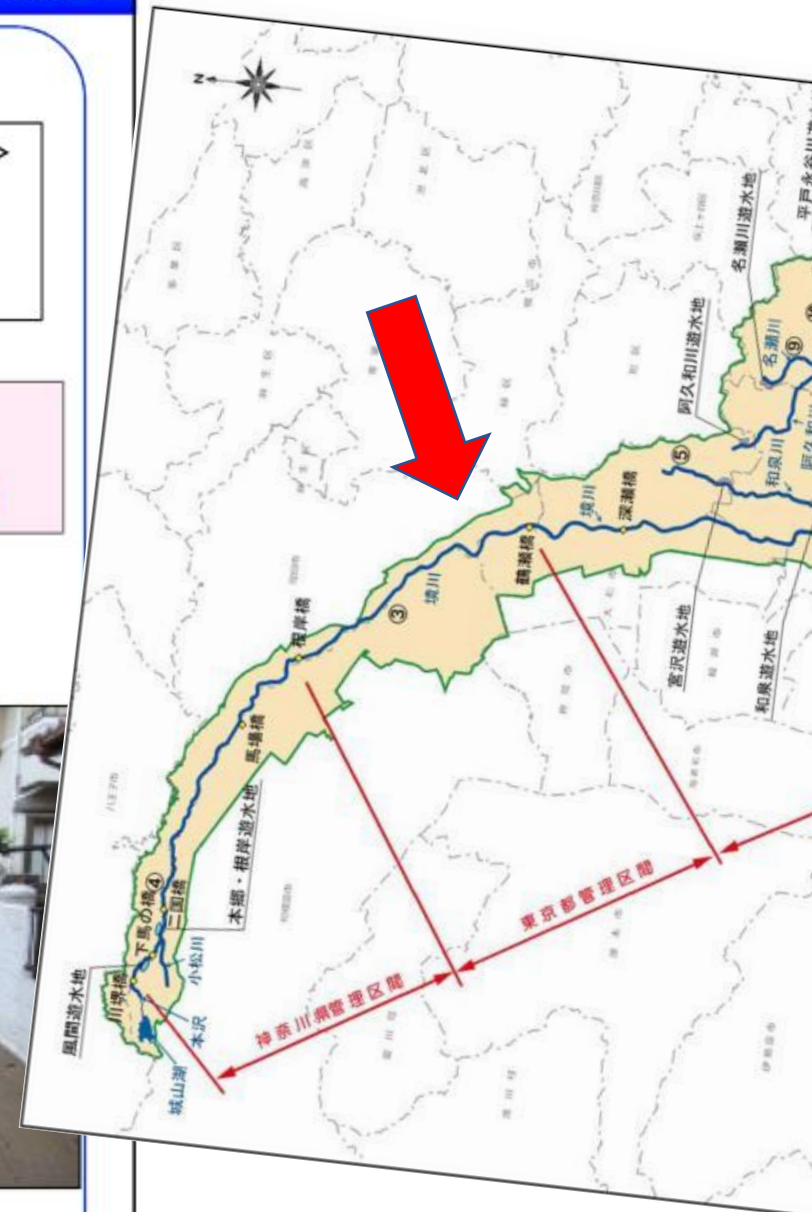


水害発生地は金森調節池建設地よりも上流部

<森野橋上流>



<上鶴間橋下流>



東京都管理区間内で上流部を掘削した場合も、全く同じ結果となる

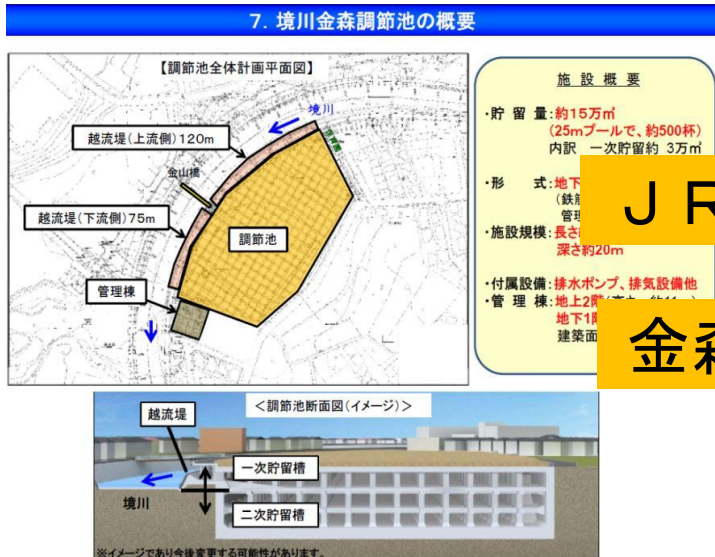
甲9の1

(東京都)

下流部の金森調節池付近には、これまで以上の洪水がくる。
→金森調節池で増加流量分を貯める。

J R町田駅付近

金森調節池付近



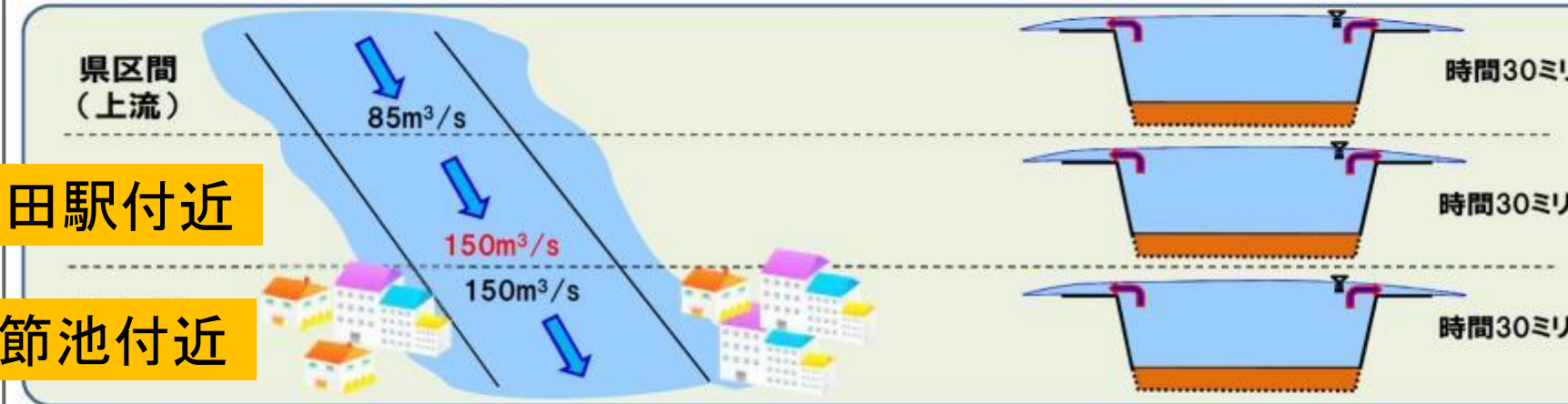
J R町田駅付近

金森調節池付近

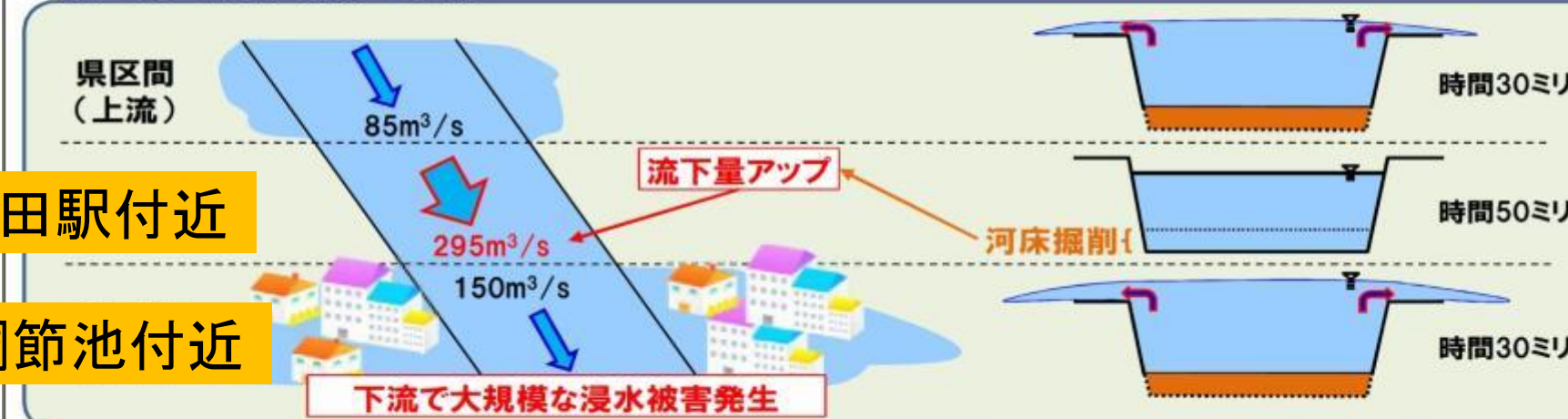
4-2. 東京都管理区間で河床掘削した場合の影響

◆河道に時間50ミリ分の降雨が流入した場合

○現況



○都区間で河床掘削を実施



J R町田駅付近の流下量アップは、下流の能力を超えた洪水が流下するため、下流で大規模な浸水被害が発生

福井教授の鑑定意見書の指摘（甲90）

- ・大東基準は、河川の標準的な改修の原理をきわめて精緻な実態把握と理論的根拠に依拠して示しており、その基準は、河川改修事業一般に関して法的に検討する場合においても依拠すべき合理性を備えている。
- ・公共事業の「公共性」ないし「公益上の必要性」の判断に当たっても、対象が河川改修事業である場合、大東基準に基づいて標準的な整備原理に則って行われていない事業の「公共性」や「公益上の必要性」が大きいとは言えない。
- ・費用便益分析によって事業実施を正当化できる条件は、当該事業に要する追加的な費用（事業主体による私的費用のみならず、周辺にもたらす負の外部性による社会的費用も当然に含む）を当該事業による追加的な便益が上回ることである。何の具体的な形も担保もない遠い将来の計画や事業などを、当該別事業と抱き合わせて費用や便益を算定することは、およそ許されていない。
- ・本件調節池には、社会的有用性、公共性が無いか著しく乏しい。⁸

岡田教授の鑑定意見書の指摘①

- 被控訴人が、本件調節池の建設に関して、都市計画法に基づく都市計画決定を欠いた状態で設置工事を行っていることは違法である。
- 都市計画において定めるべき都市施設を欠落させた場合は、「重要な事実の基礎を欠く」との理由で「裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもの」として違法となる。
- 本件の周辺地域は、市街化区域。
- 市街化区域において本件調節池という大規模な工事をするについて都市計画決定を経ないことが「地域の実情に即して合理的なもの」であるはずがない。

岡田教授の鑑定意見書の指摘②

- 境川について被控訴人が「流域水害対策計画」を策定することなく本件調節池の建設を開始したことは、特定都市河川浸水被害対策法に反して違法である。
- 乙39の27頁にある記載は、この程度しかない。

表 3.2 主な施行場所（東京都施行区間）

河川名	整備内容	施行箇所	図 No (図 3.1)
境川	河道整備	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑧
	親水施設の整備 緑化整備 (管理用通路等の植栽)	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑧
	洪水調節施設整備 (総量約 76 万 m ³)	鶴瀬橋上流管理境～根岸橋	⑨

岡田教授の鑑定意見書の指摘②

- 本件調節池の建設と、上流の河床掘削は密接不可分の計画。
- これらを分断して判断した原判決は、控訴人らに対して不可能な救済手段を強いる点で不適切であり、取消しを免れない。



甲 5 3 佐藤 少年野球

水害の危険よりも、
工事の危険の方が
はるかに
高い。



甲 8 8 の 2



甲 8 8 の 2 2017年盆踊り



甲 6 0